

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会における個人データ取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の運営を行うにあたり必要となる個人情報の適切な使用、管理及び廃棄等の際し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「個人情報法ガイドライン」という。）に定める個人データの安全管理措置について、必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 用語の定義は、個人情報保護法及び個人情報法ガイドラインに定めるところによる。

(協議会で扱う個人データについて)

第3条 本要領を基に協議会で扱う個人データは、以下を想定する。

- (1) 公にするデータ：協議会の公式ホームページやSNS等で広く公開することを目的に、本人に同意を得て収集し、多くの人が閲覧できる状態にある個人データ
- (2) 公にしないデータ：(1)以外のデータ

第2章 管理体制

(責任者の設置)

第4条 個人データの取扱いに関する責任者（以下「責任者」という。）を置くこととし、協議会会長が任命するものとする。

2 責任者は、個人データの管理に関する事務を総括するとともに、自ら本要領に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、本要領に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。

(協議会内報告体制の整備)

第5条 別紙1により、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 従事者が、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報保護委員会が定める規則（以下「規則」という。）、個人情報法ガイドライン及び本要領に違反している事実又は兆候を把握した場合の事務局責任者への報告連絡体制

(2) 個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制

2 従事者は、個人情報保護法、政令、規則、個人情報法ガイドライン及び本要領に違反している事実又は兆候を把握した場合及び個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、別紙1により明確にした報告連絡体制に従って報告する。

第3章 従事者の教育

第6条 責任者は、個人データの取扱いに関する留意事項について、従事者に周知するとともに適切な教育を行う。

第4章 個人データの取扱い

(本要領に従った運用及び取扱状況の確認)

第7条 責任者は、本要領に従って個人データが取り扱われていることを確認する。

(公にしない個人データを取り扱う区域の管理)

第8条 公にしない個人データを取り扱うことのできる従事者及び本人以外が容易に、公にしない個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。

(機器及び電子媒体等の取扱い)

第9条 公にしない個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、施錠可能な場所への保管等の措置を講ずる。

2 公にしない個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、パスワードによる保護、封緘等により、容易に個人データが漏えいしないよう安全な方策を講じる。

(廃棄等)

第10条 責任者は、個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、確実に廃棄されたことを確認する。

(委託先の監督)

第11条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先を選定する際に、委託先が個人情報保護法に基づき協議会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認する。

- 2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。
- 3 個人データの取扱いの全部又は一部を委託した場合、委託先における個人データの取扱状況を把握する。
- 4 前各項に定める委託先が当該委託業務を再委託する場合（再委託先が更に再委託する場合も含み、以下本条において同じとする。）は、委託先を通じて再委託先についても適切に監督する。

(アクセス制御等)

第12条 従業者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

- 2 個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が、正当なアクセス権を有する者であることを、ユーザーID、パスワード等により認証する。
- 3 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入したうえで、自動更新機能等を活用し、ソフトウェアを最新状態に保つことなどにより、情報システムを外部からの不正アクセス等から保護する。
- 4 メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合には当該ファイルへのパスワードを設定するなど、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用する。

(安全管理措置の見直し)

第13条 責任者は、個人データの取扱状況について、定期的に点検する。

- 2 前項の点検の結果を踏まえ、安全管理措置の見直し及び改善に取り組む。

附則

本要領は、令和4年5月16日から施行する。

緊急時対策基準（個人データ事故発生時）

1 対象とする事案

- (1) 当協議会が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
- (2) 当協議会が保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）第 20 条第 1 号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい
- (3) 上記(1)又は(2)のおそれ

2 事故発生時の対応

上記のような事案（事故）が発生した場合は、以下のような観点を踏まえ必要な対応を検討する。

- (1) 協議会内における報告及び被害の拡大防止
責任者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な対応を行う。
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な対応を行う。
- (3) 影響範囲の特定
上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4) 再発防止策の検討及び実施
上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討し、必要な対応を速やかに行う。
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表の要否を検討し、必要に応じて公表する。